

大学教育とインターネット利用遠隔授業 — 現実化し得る危惧。特に日本の場合 —

平 林 豊 樹
岐阜聖徳学園大学教育学部

Utilizing the Internet for Remote Learning at University: Potential Problems, Especially in Japan

Toyoki HIRABAYASHI

Abstract

Covid-19 spread from China at the end of 2019 and is now a global pandemic, causing universities around the world to adopt distance learning programs. There are three negative aspects that such learning platforms may have on university education and research. First, there is a risk of widening the gap between elite, well-regarded universities and those with fewer resources and less well-regarded programs. This will increase the tasks of researchers. Second, distance learning content may be monitored by IT enterprises and government agencies, and they collect much personal information from students and researchers. Third, there is a risk that the research content and ideas of researchers will be censored by IT companies and government agencies through the process of remote learning, threatening academic freedom. Given the fact that universities are adopting these new web-based programs, universities should concurrently participate in movements to prevent these negative aspects from occurring in order to ensure the freedom of academic research.

Key Words : university education, distance learning, internet, IT, surveillance, censorship, the power of the State (government), private enterprise, freedom of science

I. 問題の所在

2019年末に中国で発生した新型コロナ・ウィルス感染症（COVID-19）は、燎原の火の如く地球全域に蔓延し、2021年11月末日時点で、多くの国々の社会生活および経済生活に大打撃を与えており、終息の目途が立たない。この状況下で、2020年以降、多くの国々の大学では、情報機器とインターネットとを利用した遠隔授業が実施されている。即ち、大学生と研究者（大学教員の大部分を占める）とが、在宅で情報機器を使って授業を受講したり実施したり教材を作成したり会議に参加したりしているのだ。勿論、対面授業が全廃された訳ではない。だが、疫病防止の観点で遠隔授業が最も効果的であるのは、論を俟たない。この疫病の終息後も、IT（情報技術）を利用した遠隔労働・遠隔授業が労働現場や大学教育の場で定着するだろう、との見通しも在る。

本論文は、インターネット利用遠隔授業（以下、「遠隔授業」と略）が大学での教育と研究とに及ぼし得る負の側面を、想定し指摘する。現時点で、疫病終息後に負の側面がどの程度顕在化するかを正確には予測出来ない。しかし、大学および研究者にとって、出現可能な負の側面を知ることは、教育と研究との自由および大学の自治（最早、形骸化しているが）を守るための措置を講じる際の参考となるに違いない。大学生や研究者や労働者にとって便利な科学技術が悪用されないためには、その便利さに潜む問題点を知り、問題点への対策を考える必要がある。本論文は、負の側面が諸国で共通して生じ得ると認識すると同時に、その側面が特に現在の日本でどう生じ得るのかという関心に立って論を進める。

II. インターネット利用遠隔授業に関する論調とその盲点

遠隔授業を実施せざるを得なくなった大学で先ず問題となったのは、全ての学生が情報機器（授業

に参加し得るだけの性能を有する)を所有しているか、大学の構築した学習支援インターネット・サイト上で全学生が全授業¹⁾に参加可能なのか、ということである。どの国でも現代の大学生は殆ど皆、何らかの情報機器を所有しており、原則的には遠隔授業への参加に支障を来さない。しかし、各学生の経済的背景によって、各人の手持ちの情報機器の性能や機種やインターネット利用料金や利用可能サービスに大きな差が観察され²⁾、又、家族の他の成員と情報機器を共有する学生は授業に参加し辛い。この現状を踏まえて、日本の一部の大学は、学生に情報機器を貸与したり、インターネット・プロヴァイダーの料金設定に関して学生に忠言したりした。その後、この問題は、解決された訳ではないが、2020年の夏休み頃から余り話題にされなくなった。

上記の問題が日本の多くの大学で一応克服されたという前提に立って、遠隔授業の卓越性や可能性を称揚したり、自分の勤務する大学の遠隔授業を賛美したりする論考が、2020年4月以降、一般読者向けの紙誌で続出している。例えば、星槎大学の三田地真実は、大学のみならず小中高校でも遠隔授業が有効だと主張し、既存の組織とその意思決定過程とはそういう授業の実施や環境整備に迅速に対応出来ていないと主張する(一例としては、<https://webronza.asahi.com/science/articles/2020060400005.html>。遠隔授業に関する彼女の論考は、どれも概ねこの主張の反復である)。しかし、彼女の主張では、情報機器を介した学生と授業担当者とのコミュニケーションの良き新たな在り方が推奨されるが、大学の授業とはどんな水準であるべきか、大学の授業内容とは何か、という視点が完全に欠落している。技術の単なる使い方と、情報機器を介したコミュニケーションの変化とに着目しているに過ぎない。他にも、例えば、長浜バイオ大学の永田宏(<https://president.jp/articles/-/40846>)は、地方の小規模大学では疫病蔓延期でも感染リスクが低く抑えられ遠隔授業も対面授業も実施可能だと言い、学生に対するサービスの良さの点で彼の勤務先を称賛する。彼の論考には、このサービスの良さ(対面授業と遠隔授業との双方の利点を活かし、授業担当者が少数の学生に対して懇切な指導を行える、という意味だろう)が学生の能力向上とキャンパス・ライフの楽しさとに繋がるという前提がある。だが、地方の小規模大学の授業内容が大都市部の一流大学のそれと同程度に優れていない限り、且つ、地方の小規模大学の学生が大学入学時に高い学力を有していない限り、彼の説は成り立たない。大学入学時に高い学力を有し一流大学の授業内容でそれを伸ばそうとする学生にとって、学生に対する懇切な指導よりも、授業内容の水準と周囲の同窓生の学力水準の方がより重要だからだ。

科学技術は、何らかの良き目的を達するための手段である。遠隔授業の利点と可能性とを強調する論考の多くに欠落しているのは、この点である。大学での遠隔授業は、上手く利用されるならば、学生同士とか学生と授業担当者との間とかのコミュニケーション(指導の懇切さを含む)の向上に役立つかも知れない。しかし、大学の授業の意義はそれに尽きるものではない。大学の存在目的の中には、例えば、研究の場、学問の自由の実践の場、経済的社会的不平等是正の手段、などが在る。この目的を達するために遠隔授業は有益たり得るのか、という視点が、今現在の論調には決定的に欠けている。本稿は、その視点に立って、遠隔授業の「意図せざる結果」(生じ得る負の側面という問題点)について考察する。

Ⅲ. 問題点① インターネット利用遠隔授業の実情 ～大学間格差の存在と研究者の仕事

2020年以降、他国と同様に日本でも、多くの大学で遠隔授業が実施されている。大学の用意した学習支援インターネット・サイトやアプリケーションを利用して、学生も授業担当者も様々な型の遠隔授業を実施出来る(勿論、疫病の蔓延状況に応じて、対面授業を実施することも出来る)。各大学は、遠隔授業実施に係るシステム・サーバー整備に多額の出費を要するが(多くの学生が同時時間帯に大学のサイトにアクセスするのだが、それに対処可能なシステムを構築する必要がある)、この問題は、金銭さえ支出すれば解決可能だ。この問題の解決後に顕在化するの、授業内容やインターネット・コンテンツの水準という点である。この点では、マス・メディアで「一流大学」として扱われる大学³⁾が明らかに優位に立つ。既に2020年4月中旬の時点で、教育ジャーナリストは、幾つかの一流大学で遠隔授業の準備が万端整っていると速報した(<https://urbanlife.tokyo/post/33514/>)。この速報で言及された準備の内実とは、どんなものか。

慶應義塾大学は、他の一流大学と同様に、海外の大学と提携したデジタル教育プログラムに参加し、研究者と在学生と海外の大学院生との交流を可能にする複数のアプリケーションを導入していた(例え

ば、2020年よりも前に、遠隔授業のツールとしてWebexを採用していた)。それだけでなく、21世紀を迎えたばかりの時点で既に、一部の科目や特別講義(授業の他、一般向けの講演会を含む)を動画配信(遠隔授業)で実施し、そのコンテンツをYouTubeで一般公開すらしていた(一例として、理工学部の「量子コンピューター・スクール」は2005年の開講科目で、今も一般公開されており、授業資料も慶大のサイトからダウンロード可能だ。<https://www.youtube.com/watch?v=R2fyL17KZXM>)。コンテンツの蓄積は膨大であり、目的に応じて遠隔授業の教材に転用出来る。因みに、慶大は、通信教育課程を有するが、遠隔授業を介した通信教育と一般の学部の授業との統合とか、遠隔授業の利用に依る一般の学部の通信教育課程化とかを全く企図していない模様である(これは、日本の殆ど全ての大学に共通する傾向だろう)。

早稲田大学は、「日本オープンオンライン教育推進協議会(JMOOC)」に早期に参加し、又、1990年代から海外留学生の積極的な受け入れを推進して来た(特に、中国人など、非欧米人の受け入れに力を入れ、留学生増加を経営の柱に据えている)。それに伴って、国際交流のための施設(例えば寮、ハラルフードを提供する学生食堂)やインターネット・コンテンツやアプリケーションを充実させて来た。だから、遠隔授業の実施が2020年5月から可能だったのみならず、先進的な授業方法の実施も可能だった。例えば、一部の学部や授業担当者が、以前から反転授業を試みていたが、2020年以降、遠隔授業での(もしくは、遠隔授業と対面授業との混成の)反転授業を試みた(<https://www.waseda.jp/inst/weekly/feature/2021/06/14/87621/>)。2020年以降の早大の反転授業は、動画配信、資料配布、TV会議を単純に組み合わせれば簡単に出来るというものでなく、予習のための資料の掲示、授業内での議論展開の計画、授業内での発言や議論に瞬時に適切に対応する手腕、を授業担当者に要求する。授業担当者にかなり手間と疲労とを要求する授業である。

日本の大学の頂点に立つ東京大学は、2013年から、MOOCを利用した世界規模の高等教育プラットフォームに参加しており(2021年4月現在で「Coursera」に9コース、「edX」に10コースを提供)⁴⁾、これに関与するスタッフ(事務職員、教員、機材)全てを2020年4月から学部および大学院の遠隔授業に活用出来た。MOOCを聴講する東大生は多くなかろうが、東大では、2013年時点で既に、遠隔授業実施の基盤が成立しており、地球全域に存在する受講生に対して一流の講義を提供する研究者が存在し、そういう研究者を技術的に支援する事務職員と情報機材とが存在し、この基盤を介して在學生と留学生と海外の大学院生との交流が可能だった。この基盤を存分に使いこなす教員や学生は極一部だろうが、研究目的や学生の能力次第でこの基盤を如何様にも融通無碍に活用可能な環境が整っていると言える(因みに、東大が2021年度の新入生に紹介している授業用ソフトは次の通り。<https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/oc/>)。

これらの一流大学でも、在學生は平常時の対面授業を待望しているだろう。だが、斯様な大学では、遠隔授業の水準とその歴史的蓄積、利用可能なインターネット・コンテンツやアプリケーションの質と量、大学の情報機材、が他大学のそれらを凌駕している。それは、授業料収入や受験料収入や寄付金に恵まれた大規模校だから可能であり、文科省その他の交付金や助成金の金額(その出所は税金である)によって可能でもある(一流大学であろうとなかろうと、規模、財務状況、交付金・助成金、受験者数、資産、などに依って大学の設備投資可能額が決まり、それに依って大学のIT環境の程度が決まり、その程度が遠隔授業の水準に影響する)。どの程度の大学へ進学出来るかで大きな不平等(良質な高水準な教育環境の下で学生生活を送れるか否かに関する不平等)が生じるのは当然だが、その不平等の程度は平時の対面授業での不平等を上回る(前節で挙げた長浜バイオ大学の教員は、この現実をどう捉えるのか)。教育機関が社会的経済的不平等の是正どころかその認証を行うという現実が、遠隔授業に依って強化される(但し、各大学に在学する学生たちの大半は、在学校の遠隔授業およびネット・コンテンツの水準に殆ど無関心なようだが)。又、研究者の職業生活に目を転じれば、遠隔授業と遠隔労働とに依って在宅勤務が大幅に許容されるものの、従前のノルマの仕事が減らず、遠隔授業に伴う様々な新規の仕事が増える(優秀な研究者……本来、研究に専念して立派な成果を挙げるべき存在……ほど、大学の「看板」として、新規の仕事……MOOCの公開講座などと言った、研究でない仕事……に駆り出される)。一般に、日本の大学では、在職する常勤研究者に研究と教育と以外の事務仕事(日本の大学界で「雑務」と呼ばれる)が課される。一流大学や「大学院重点化」の大学でも、研究者の仕事の内実は普通の大学

学部の仕事と変わらない(東大や京都大学の一部の研究所は数少ない例外だろう)。欧米の大学と違って、ティーチング・アシスタントが多数常駐する訳でもなく、事務仕事が研究者から免除される訳でもない。

IV. 問題点② プライヴァシー侵害、監視、検閲の可能性

多くの大学で遠隔授業が実施され、多くの学生や研究者がインターネット利用を自明の前提とする時、プライバシーの侵害、監視、検閲の可能性が必ず問題となる。遠隔労働の現場で利用され得る IT は、当然、遠隔授業でも利用され得る。

例えば、職場内の従業員の顔の動きを監視して空調機器の温度設定を調節するシステムを、IT 企業と空調機器製造企業とが共同で開発した (<https://news.goo.ne.jp/article/biglobe/bizskills/biglobe-5595647350.html>)。顔の監視で眠気が検知されたら空調機器が温度刺激を変化させる、というものだ。従業員にとって適正な室温を実現するのは好ましいが、しかし、おちおち居眠りも出来ない職場環境が人間に強いストレスを与える虞があり、顔の動きを解雇理由にされるのではないかとの疑心を従業員が抱く。又、腕時計型のウェアラブル端末を従業員に着用させることで、従業員の位置情報や心拍数などを記録し、ストレスの有無や身体負荷を把握して、健康状態の改善やハラスメントの防止に役立てる、という「働き方支援ツール」も存在する (<https://www.sankei.com/article/20180820-7DMA5TH2YNJQHUFUSIEID6PN40E/>)。今や、IT は、人間の微細な行動を検知し、行動に特定の意味を付与したり行動の変更を要求したりするために用いられるが、意味付与や変更要求は、労働者の健康管理と職場環境改善とを名目としつつ、雇用主の都合に基づいた恣意的運用(雇用主にとって便利な解釈で労働者の個人情報を利用すること)の虞を常に孕む。斯様な最新の IT 機器は、容易に従業員の行動の「監視ツール」と化す。そして、顔の動きや位置情報を検知し分析し活用する「監視ツール」は、勿論、教育現場にも導入され得る。

一例として、米国には、遠隔監視システムで試験監督を行う業者(例えば、ProctorU; <https://www.proctoru.com/>)が存在する(米国内外で活動している)。受験者は、自宅で、インターネットを利用し情報機器で試験を受ける。彼等は、同社に試験監督の事前予約をし、試験中はウェブ・カメラで監視されるが、それは、同社の専用ソフトを情報機器にダウンロードしてウェブ上の監督者(AI 技術)に自分の情報機器の操作を明け渡しウェブ・カメラに身分証明書を提示するという手続きを経て、可能になる(受験者は、自宅内の物体、身分証明書、様々な身体動作、情報機器内の諸情報、などを AI 技術に監視され記録される)。TOEFL の運営団体も、2020 年、同社の AI 技術を活用して自宅受験と遠隔監視とを開始すると発表した。こうした IT は、今後、漸次的に教育現場に導入されるだろう。IT 商品は、極めて高度な科学技術の産物だが、数理科学を全く理解出来ない人々にも容易に利用出来る仕組みになっている(スマートフォン、SNS、などを見よ)。今まで以上に、労働現場でも教育現場でも、高度な IT (ソフトおよびハード)が、簡単な操作法で人々に利用され、雇用主や学校当局に依る従業員や学校関係者の行動の管理や把握を容易にして行くに違いない。そして、その管理や把握をするのは、雇用主や学校当局だけではない。

今の学生の多くは(研究者の多くもそうだが)、情報機器で、SNS を始めとする様々なアプリケーションや検索サイトを頻用する。遠隔監視システムに依る試験監督を受ける学生は、ウェブ上の監督者(AI 技術)に検知された膨大な情報も、情報機器内のブラウザ閲覧履歴(この中には、勿論、大学の遠隔授業も含まれる)も、SNS 企業(例えばフェイスブック)に「盗聴(傍受)」され追跡され、延いては、その運営企業が本拠を置く国家(例えば米国)の政府機関にも盗聴され知られる。これは、決して虚偽の陰謀論ではない。フェイスブックの 5 億 3300 万人のユーザーの個人情報(Forbes JAPAN の記事 <https://forbesjapan.com/articles/detail/40910>)から、および、E. スノーデンの暴露(E. スノーデン、青木他訳『スノーデン 日本への警告』集英社、2017 年。AFPBB の記事 <https://www.afpbb.com/articles/-/2950073>)から、明らかである⁵⁾。学生であれ研究者であれ、ピザの注文履歴、位置情報から試験中の顔の動き、遠隔授業内容に至るまでの、情報機器を介して蓄積された膨大な情報を、デジタル産業や政府機関に盗聴される(デジタル産業や政府機関は、それらの情報の履歴や内容を把握しようとするれば容易に把握出来る)。大学のサーバーも同様に盗聴される。民間企業および政府機関は、ユーザーの膨大なデータを分析し、その行動パターン、認識傾向を把握し得る。ユー

ザ一側は、その分析結果を知る由も無く、分析過程に何も介入出来ず、分析結果がどう活用されるのか判らない。大学教育と研究との関係に限って言えば、教育内容や発言内容がデジタル産業や政府機関に悉く知られ得るとのことだ。研究者が大学の授業で講義する内容は、研究者の研究内容である場合が多々ある。研究者が人間である以上、当然、その研究内容と政治思想とは密接に関連する。勿論、研究者は、授業の受講生が自分と違う政治思想の持ち主だという理由でその受講生を落第させるなどということをしてはならない。しかし、研究者が自分の政治思想に基づいて研究対象を選択しこれにアプローチするのは当然だし、その研究成果を授業で開陳するのも当然だ。そういう授業がデジタル産業や政府機関に丸見えになるという現実（対面授業では滅多に生じない）が、遠隔授業によって容易に生じ得るようになる。

V. 問題点③ 「学問の自由」「言論の自由」の侵害の可能性

大学教育では（特に、その大学の水準が高ければ高い程）、授業担当者はただの教師でなく研究者であることが多く、研究者の研究の独自性が授業内容に如実に現れることがあり、研究者の研究内容とその政治思想とが密接に関連していることがある。大学では、研究と教育とが不可分である。だから、科学（学問）にとって重要となる「客観性」が、大学教育でも重要だ。独自性の強い高水準な研究内容を開陳する授業も、単なる基礎知識を易しく説明する授業も、科学の客観性という規準に悖ってはならない。客観性は、研究成果が学界内外で公表されること、研究成果が学界の構成員同士で相互に批判されること、によって成就する。歴史的に見れば、政治権力がこの客観性に介入し破壊した事例が数多い。人類の教訓として、政治権力による客観性の破壊は阻止されなければならない。近代日本でのその代表例が、天皇機関説事件である。

天皇機関説は、憲法の規定に従って統治権を行使する「機関」として天皇を定義し、天皇の権力は憲法によって制約されるとする。法解釈上のこの説は、当時の政党政治の理論的基盤だった。満州事変後の国家主義の高揚という時代に、この学説は、議会政治を否定し軍国主義化を推進したい勢力にとって障害物だった。この障害物が破壊されたことで、軍部の政治介入、軍部への政府の追従、政府による言論統制、がそれまで以上に急激に深刻化した。この事件は、学問研究が政治や社会の運営に一定の（決して完全にではなく、僅かではしかないが）歯止めを利かせ得ること、科学の客観性が侵され科学が政治権力に追従すると社会全体が惨禍に見舞われること、を実証している。

今の日本で、この客観性の危機とも言える兆候が続発している。そして、遠隔授業の普及がその危機を助長する可能性が、想定される。

日本学術会議の人事への政治権力の介入が、2020年に発覚した。会員候補（学術会議の推薦する候補者が首相によって任命されるのが、通常である）の内で首相が任命しなかったのは、安保法制や共謀罪に反対する研究者だが、首相は、任命拒否の理由を今も全く説明しない。任命拒否された研究者たちは研究成果を論文や本として公表しており、それらは、一般の論壇で論及されることもあるが、専門的研究者の構成する学界で他の研究者から批判され検討されて来た。首相は、専門的研究者でなく、その能力を持たず、専門的研究の見地で判定を下す立場に無い。そういう人間が専門的研究を判定することは、不可能であり、科学の客観性の破壊以外の何物でもない。又、2020年10月17日に放送されたTBSのTV番組「報道特集」に拠れば、安倍首相は文化功労者の人選にも容喙していた。更に、2018年には、自由民主党の国会議員が、科研費獲得者の研究内容（フェミニズム、従軍慰安婦問題に関する）に苦情を述べ、科研費の審査について文部科学大臣を追及した。この議員は、SNSで特定の研究者を誹謗して世論を煽動し、或る新聞やウェブ・サイトとの連携を推測されている（<https://shinsho-plus.shueisha.co.jp/column/bashing/15079>）。学問の自由、科学の客観性が政治権力や世論によって破壊され、メディアがその破壊に関与し、政治権力や時流に阿りそれを追認する人が重用される、という事態が、今後、より一層顕著になるのだろうか。そういう事態が人類にとって如何に危険であるかは、歴史の教えるところである。

ITの進展と遠隔授業の普及とによって、大学で日常的に為される教育の内容（講義内容、学生と教員との会話内容、など）がデジタル産業や政府機関に（日本国内の企業や政府のみならず、海外の企業や政府にも）容易に監視され把握される可能性が高まる。要するに、多数の研究者の遠隔授業内容が政

府見解と一致しているか否か、授業の資料や授業参加者の議論はどんなものか、を技術的に容易に検閲出来る状況が、成立している。デジタル産業や政府が、そういう検閲によって、研究者を優遇したり冷遇したりし（例えば、勲章を授与するか否か）、政治家やメディアを利用して特定の研究者の社会的評価を貶め職を奪い、専門的研究者から構成される学界その物を変質させることすら不可能ではない。学界の変質が大学教育に影響しない筈は無い。今の内に、最悪の場合を防止するための対策が創案されなければならないのではないか。

VI. 結語 ～負の側面を発生させないために認識しておくべきこと

以上、遠隔授業によって生じ得る3つの問題点を指摘した。この指摘に対して、「疫病が終息すれば元の対面授業中心の大学教育に戻るのだから、問題無い」「恐ろしい事態は発生していないではないか」「自分は優秀な人間でないから、企業や政府に注目されないし、監視されても不都合を感じない」「筆者は物事を大袈裟に考え過ぎだ」との非難があろう。本論文は、負の側面の発生を敢えて想定しその防止策を創案しておくべきだという立場に立ち、最悪の場合が生じてから防止策を講ずるのは手遅れだと言っている。尤も、そのような防止策を具体的に構築するものではない。ただ、防止策を創案する際の前提となる認識や方向性を、以下で提起しておきたい。

問題点①に関して、多くの大学生や研究者は、在学（在職）校のインターネット利用環境やウェブ・コンテンツが他大学に比べて勝るか劣るかという点に殆ど関心が無いだろう。学生は、自分の体験しているのと同じような遠隔授業が他大学でも実施されていると思っているだろう。確かに、ウェブ・サイトやアプリケーションでTV会議に参加し資料を閲覧するだけなら、どの大学でも似たり寄ったりである。しかし、Ⅲ節で見たように、一流大学が20年来構築してきたコンテンツの蓄積やアプリケーションの質および量は、圧倒的である。一流大学の在籍者（在職者）でも、それら全てを使いこなせる人は少ないし、その一部だけ利用すれば当面の遠隔授業をやり過ごせる。但し、真に向学心の高い優秀な学生、出張不可能な環境下で国際的な高水準な研究を継続する研究者にとって、一流大学の情報環境は実に便利なものである。そのような環境の有無は、研究者の研究活動にも、大学内の雰囲気にも影響する。対面授業の実施が不可能であり遠隔授業しか実施出来なくなればなる程、そうした環境（たとえ当該学生がその環境を十分に活用しないとしても）の下に在学しているか否かが学生生活の充実度に直結する。大学の規模や序列がそういう環境の良し悪しに連動するという現実を直視する必要があるだろう。大学の水準によって学習の環境や内容に差が生じるのは常識的に当然だが、長らくずっと、ITはそういう差を縮めるための手段だと言われ続けて来たのではないか。ITによる教育の推進によって大学間格差の解消を図ろうとか、対面型の授業から通信教育型の課程へ移行させようとか言った議論が殆ど聞かれないのも、奇妙ではないか。又、日本の大多数の大学は税金から交付金や助成金を得て経営を成り立たせている（その意味では、日本の殆ど全ての大学は「国立大学」と呼ばれるべきである）以上、納税者（保護者）の子弟の学習機会や学習環境にどの程度までの格差が許容されるべきかという議論があってもよいのではないか。更に、遠隔授業や教育のIT化の推進に依って研究者の研究時間を十分に確保し雑務量を減らす、という「働き方改革」が、表立って検討されるべきではないか。

問題点②③に関しては、技術は決して中立的であり得ないということ、政治的経済的社会的な背景によって技術の活用法が変化し得るということ、技術が研究の自由と科学の客観性とを脅かさないための制度設計が必要だということ、が認識されなければならない。

情報機器やインターネットの利用は、現代人にとって必須である。或るコンテンツ（例えば、マイクロソフト・ワードでも、フェイスブックでも）を利用しなければならない人は、インターネット上でIT企業側の提示する利用規約に「同意」した後で利用する必要がある。仮にその規約の中に不本意な条件があっても、「同意」しなければこれを利用出来ず、これを利用しなければ就職出来ず、不便な生活を忍ばねばならない。これは、最早、「同意」でなく「強制」である。その意味で、それは、公共交通機関と同じ公共性を帯びる存在だ。そうであるからには、それに対する適切な法的規制が為されなければならない。学問研究の自由を脅かさないための策をその法的規制の中に盛り込ませるべく、研究者および大学は運動すべきだろう。

ITがどんなに便利な素晴らしいものだとしても、それに基づく商品を開発するのは主として営利私

企業である。IT 商品が広く普及すればする程、IT 企業にとって好都合で消費者にとって不都合な利用規約が罷り通ることになる。この意味で、技術は社会の中で中立的に存在し得ない。だが、それが公共性を有するからには、政府がそれを法的に規制する必要がある。例えば、フェイスブック利用者にとって、完全退会が困難であり、プライバシー設定をどう変更しても閲覧履歴を追跡され続けるのであれば、政府（IT 企業が本拠を置く国の政府も、それが活動している国の政府も）は、これを是正するための法制度を整備しなければならない筈だ。プライバシーは、「公益に関らない私事を他者に知られないこと」を意味するが、情報社会に於いては、私人の自己努力でプライバシーを守るのは明らかに不可能だから、「自己の情報が（政府や法によって）保護されることを期待する権利」をも意味する⁶⁾。政府自身が消費者のデータを盗聴し蓄積し活用し得るので政府は法規制に及び腰でありがちだが、法制度を構築する権限は政府にしか無い。ここ 20 年間に、例えば EU で、「忘れられる権利」「(インターネットに) 繋がらない権利」が法制化されて来た（権利をどの程度実現するかは、国ごとに、事例ごとに、違う）。消費者のプライバシーを守るための啓蒙活動や社会運動を、大学も（その他の様々な団体と連携して）行う必要がある。何故なら、情報機器を利用した遠隔授業では、授業内容も、遠隔試験監督アプリで監視される学生の顔の動きなども、IT 企業の蓄積するデータとなるのだから。大学には、それらのデータを IT 企業に適切に使用させる（例えば、IT 企業に、試験時間中の学生の個人情報保存しないよう要求する）義務がある筈であり、学生の閲覧履歴（そこには、当然、遠隔授業の履歴が含まれる）が SNS 企業に追跡されないために運動する義務、研究者が検閲を恐れずに研究内容を授業で披露し得る情報環境を目指す義務がある筈だ。

技術の使われ方は、社会的世界の変動に伴って変わり得る。政権に反対意見を述べる研究者が政府および政治家によって迫害される時代には、技術は、研究者の思想と行動とを統制する格好の手段となる。前述の通り、今や、企業および政府は、IT を利用して驚くべき盗聴活動（法治国家でなぜこんな活動が野放しにされているのか訝しい程の）を行なっている。研究者の側も技術を利用出来るが、政治権力には太刀打ち出来ない。政治権力によって学問研究の自由が侵され科学の客観性が破壊される虞は、常に社会に胚胎されている。科学の歴史に鑑みれば、研究の自由は、国家によって正当化され保証されること（例えば立憲主義の確立）で成立したのであり、国家の要請に応じることによって自律性（国家の利害関心から独立した研究を実践すること）を獲得し得た場合（例えばケインズ主義）もあった。学問研究は、国家による保証を前提としなくては成立し得ないと同時に、国家を非難する自由が無くては自律性と客観性とを失う。P. ブルデューは国家に関する論考（P. Bourdieu, 1994, *Raisons pratiques*, Seuil. pp.99-133.）の中で、「社会科学は、国家の保証する（相対的な）自由を国家に対して行使し得るようにされていなければ、独立性を失う危険に遭う」と述べた。この意味で、政府が科学を意のままに操ろうとするのは当然である（意のままに操ろうとすれば操れるのだから）が、しかし、研究の自由が破壊された場合には国家その物が大損害を被るかも知れない（例えば、天皇機関説事件後の歴史からの教訓）。研究者団体（学界）および大学は（政治権力が強大なので、複数の領域の複数の団体が集団的に結束する必要がある）、この事実を強調して研究の自由を擁護する運動を展開すべきだ。大学は、遠隔授業が政治権力によって検閲され得る可能性を認識し、IT による検閲を防ぐ運動に加わり、研究が政府でなく専門学界内の検討を通してのみ発展する社会環境の実現を訴え、現状とは別様な社会を構想する科学研究へと学生を誘う場を目指すべきだろう。遠隔授業を導入することで教育内容への政府の介入を容易に可能にした責任を（疫病蔓延下での不可避の措置だったにせよ）、研究機関としての大学は自覚する必要がある。

生権力（M. フーコーの概念）が規律訓練型から管理型（個人の行動を数値に変換して統制しようとする）へと転換しつつあるのが現代だ、と言う識者が居る（大澤真幸『生権力の思想』ちくま新書、2013 年）。この見地に立てば、今や、IT 企業も政府機関も、個々人の行動やプライバシーには何の関心も無く、行動を数値化したデータの分析や利用にしか関心が無い。企業は、膨大なデータの分析から各人の行動特性を見出し、その特性に合致した商品購入を各人に勧誘し、利潤を増大させる。一方、監視される個人の側は、例えばスマート・フォンの決済アプリ、ゲーム・アプリを利用する際、自分のデータ（プライバシーの数値化されたもの）が IT 企業に分析され自分の行動特性が企業の商品購入勧誘に利用され自分がその勧誘に従うことに違和感を覚え、監視を嫌がらない。この現状を、「資本が自

律的で諸個人が他律的である反動的時代」と表現する論者も居る (S. Zuboff の論考 <https://www.monde-diplomatique.fr/2019/01/ZUBOFF/59443>)。現代をそういう時代だと捉えれば、本論文の危惧を深刻に受け止めない人々が一般的なのも頷ける。

しかし、たとえ現代がそういう時代になっても、本論文の想定した「負の側面」の顕在化が市民的自由を抑圧する事実は否定されない。IT を前提とした遠隔授業を選択した大学は、その選択が「負の側面」を齎し得る可能性から目を背けてはならないのであり、又、その選択にも拘らず、学生を「自律的な」個人にする義務を遂行すべく努めなければならず、研究成果および研究者集団 (学界) が政府の行動に歯止めを掛け社会的世界の改善案を提起出来る社会環境を目指さなければならない。研究機関として且つ教育機関としての大学の社会的責任は重いのであり、本論文は、大学教育に自省を促し活動方向を示すものである。

注・文献

- 1) インターネット利用授業、オンライン授業、と呼ばれる授業には、次の3種類がある。第1、授業配信型。この型には、定時に普通の講義を中継放送するもの、つまりTVでの講演番組とほぼ同じもの (但し、放送中に受講生が発言し得る点で、TV番組とは違う) と、授業資料 (動画や書類) を受講生に閲覧させるもの、とが在る。第2、双方向型。即ち、授業参加者 (授業担当者、受講生を含む) が情報機器を介して同時的に会話するTV会議形式のもの。第3、反転授業型。即ち、受講生は、授業担当者の指定した教材を予習した上で、情報機器を介した授業に臨み、授業中に質問したり会話したりする、というもの。
- 2) 2020年4月以降、東京大学と慶應義塾大学との学生が、遠隔授業に関する大学の方針、授業料の減免措置の講じられない現状、に疑問を持ち、大学に対して説明を要求する運動を始め、その後、この運動が他大学へも波及した。但し、現時点でこの種の運動は、散発するものの、下火になっている。下記 (2020年4月11日付) は、2020年時点で慶応大に在籍しその運動に関与した人の記事であり、学生の経済的背景と情報機器との関係に言及している。<https://webronza.asahi.com/national/articles/2020041100003.html>
- 3) 因みに、日本では、文科省やその外郭団体が大学へ支出する交付金や助成金の金額の多寡と、大学受験予備校が模擬試験の結果を基に算定する大学の「偏差値」の高低とがほぼ一致する。
- 4) こうした遠隔授業は、米国に依る米国中心の国際秩序形成、米国への高能力保持者のスカウト、を潜在的な目的としているだろう。これについては指摘に止める。
- 5) Forbes JAPAN の上記の記事に拠れば、フェイスブックのユーザーが、「プライバシー設定から「フェイスブック外でのアクティビティ」を削除し、オフサイト・トラッキングを無効にした後も」、そのユーザーのブラウザの閲覧履歴を記録した多くのファイルがフェイスブック社に依って追跡される。そして、同社の利用規約の中には、その追跡を合法的に可能にする文言が在る。ユーザーが同社の追跡を逃れるには、SNSを利用しないという手段しか無いが、退会自体が難しく、又、退会しても問題は解決しない。なお、IT企業や政府機関による斯様な「盗聴」活動は、フェイスブックや米国に限らずその他の企業、政府でも行われている。日本でも、国家安全保障局が設立された。但し、米国および米国企業ほどその活動を極秘裏に広範囲に実行するものは無い、とは言える。
- 6) 現代ではプライバシー (権) をこのように理解するのが当然であり、法制定の前提となっている。一例として、平成23年 (2011年) 8月29日に日本学術会議法学会「IT社会と法」分科会が公表した「提言 IT社会の法システムの最適化」 (ウェブ上で公開されている) p. iiiを参照。